

令和3年9月定例県議会における
教 育 委 員 会 答 弁 要 旨

令和3年10月11日
総務企画課秘書広報係

令和3年9月定例県議会（代表質問）

○ 自民党県議団 吉田 健一朗 議員

9月16日

① 教育委員の選任について

【総務企画課】

〔教育委員が長く空席になっていることは、決して望ましい状況ではないと考える。空席の委員について、今後どのように対応していくのか、教育長の認識を問う。〕

先の6月県議会前に、私は、優れた識見と情熱を有する塩川氏に、是非とも教育委員として活躍していただきたいと考え、委員候補者として同氏を知事に推薦いたしましたが、その後、同氏が候補者を辞退されるに至り、7月上旬以降、教育委員が1名空席となっております。

こうした委員空席の状況を塩川氏が深く憂慮され、今議会に新たな教育委員の人事議案が示されることを期待されている旨を、先ほどお聞きしました。

私は、同氏の本県教育を想う強い責任感と人格の高潔さに、改めて触れさせていただいたところであります。

現在、コロナ禍で学校現場がかつてない厳しい状況に置かれている中、県教育委員会として、その責任を果たしていくためには、教育委員の定数が満たされ、活発な教育委員会会議が行われることが重要であると考えております。

このため、新たな教育委員の候補者について、できるだけ速やかに、知事に推薦させていただきたいと考えております。

② これまでの不登校対策の成果と課題について

【義務教育課】

〔これまでの本県の小中学校における不登校対策の成果と課題についてどのように認識しているか。〕

本県における不登校児童生徒数が増加傾向にあることは、大きな課題であると認識しております。

このため、県教育委員会では、①未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援の取組、②スクールカウンセラー等の専門スタッフの配置、③信頼関係のある教員によるマンツーマン方式による支援など、学校が中心となった不登校対策に取り組んでまいりました。

このような取組により、令和元年度において、「学校内での支援」を受けている不登校児童生徒の割合は、全国平均が約47%に対して、本県は約49%、また、不登校児童生徒の学校復帰率は、全国平均が約23%に対して、本県は約28%となっております。これらは、本県の学校における取組の成果であると考えています。

一方で、教育支援センターや福祉・医療機関など「学校外での支援」を受けている不登校児童生徒の割合は、全国平均が約36%に対して、本県は約29%にとどまっています。また、学校内外での支援を受けていない不登校児童生徒も約29%存在していることから、教育支援センターなどの適切な教育機会の確保や機能強化、それらと学校・家庭等との連携の強化が課題であると考えています。

③ 今後の不登校対策についての抱負と具体的な取組について

【義務教育課】

〔今後の不登校対策について、どのような対策を検討しているのか、抱負と具体的な取組を問う。〕

県教育委員会では、これまでの不登校対策の成果と課題を踏まえて、児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを引き続き支援の基盤としつつ、多様で適切な教育環境を確保し、不登校児童生徒の意思を尊重した支援を実現することを目指し、『福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン』の策定に取り組みます。

この『グランドデザイン』においては、具体的な取組として、ICTを活用した、学校内外での未然防止策の徹底や教育相談体制の充実、教育支援センターの機能強化、不登校児童生徒や保護者に対する情報提供の充実等を進めることとしております。

また、これらの取組を進めるに当たっては、教育委員会や学校をはじめ、福祉・医療等の関係機関や民間施設等と、今後の支援の在り方について認識を共有するとともに、福岡県立大学の「不登校・ひきこもりサポートセンター」等の取組とも緊密に連携していきたいと考えています。

このような、新たな総合的な取組を通じて、本県の不登校児童生徒の社会的自立を目指してまいります。

④ 新設県立特別支援学校における地元自治体や大学等と連携した取組について

【特別支援教育課】

〔新設する県立特別支援学校において、地元自治体や大学などと、どのように連携して取り組んでいくのか、現時点での考え方を教育長に伺う。〕

新設校3校につきましては、いずれも設置場所となる糸島市、宗像市及び福岡教育大学や早良高校と連携を図り、地域の期待に応える教育活動を展開してまいりたいと考えております。

このため、設計の段階から、各市及び大学等と随時情報交換を行っており、例えば、就学前の教育相談や発達障がい等のある児童生徒への支援体制の構築、小・中学校教員の研修の受入れ、大学における教員養成への協力や共同研究の実施など、様々な連携の取組が提案されております。

また、こうした取組が円滑に推進されるよう、新設校の校舎内に地域や大学との連携拠点となる部屋を確保いたしますとともに、グラウンドや体育館等の相互利用も予定しております。

今後は、定期的に連携協議を行いながら、新設校が地域における特別支援教育のセンター的機能を果たし、相互に教育効果を高める先進的な取組について、具体的な検討を進めてまいります。

⑤ 直方特別支援学校の教室不足への対応方針と今後の県立特別支援学校の教育環境の整備について

【特別支援教育課】

〔直方特別支援学校の教室不足への対応方針をどのように考えているのか。また、今後の県立特別支援学校の教育環境の整備にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺う。〕

直方特別支援学校の児童生徒数につきましては、改めて推計を行ったところ、整備方針策定時の見込みを上回っておりますし、これに伴い、不足教室数も増加し、令和7年度時点で30教室程度が不足する見込みでございます。

このため、現在、仮設校舎の設置や会議室等の普通教室への転用により対応しておりますが、今後、増築等を検討してまいりたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、県立特別支援学校を希望する児童生徒を確実に受け入れ、教育的ニーズに応じた適切な指導を行うことができるよう、国において策定される特別支援学校設置基準を踏まえ、教育環境の整備に努めてまいります。

○ 民主県政県議団 中嶋 玲子 議員

9月16日

① 教育機会確保法の立法趣旨及び基本理念について

【義務教育課】

〔「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の立法趣旨や基本理念をどう受け止めているか。〕

教育機会確保法の目的は、基本理念や国・地方公共団体の責務を明らかにして、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することです。

県教育委員会としては、学校における安心して教育を受けられる環境の確保、教育支援センターやフリースクールなどでの多様な学習活動を踏まえた個に応じた支援、関係者相互の密接な連携等といった、法律の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する必要な対策を講ずるよう努めてまいります。

② 不登校児童生徒の実態の推移と、全国の状況との比較について【義務教育課】

〔現実として不登校の児童生徒は増えており、十分な教育を受けられていない者も存在する。本県の実態の推移はどうなっているのか、また、全国の状況と比較してどのようなことが言えるのか。現状認識を問う。〕

本県の公立小中学校の不登校児童生徒数の推移は、平成28年度が5,082人、29年度が5,476人、30年度が7,215人、令和元年度が8,595人となっており、近年では毎年千人以上の増加が見られます。

この状況を全国と比較しますと、令和元年度における千人当たりの不登校児童生徒数では、全国の国公私立小中学校が18.8人であるのに対し、本県の公立小中学校は21.2人と、全国を上回る結果となっており、重大な課題であると認識しております。

③ 不登校児童生徒の学びの場を確保するための関係機関との連携について

【義務教育課】

〔 不登校児童生徒の学びの場を確保するために、県、市町村、小中学校、民間団体等との連携システムをより充実、確立させるべきではないか。 〕

不登校児童生徒の学びの場を確保し、社会的な自立を目指すためには、児童生徒の意思や個性に応じた、多様で適切な教育機会が確保されるような支援体制を作っていくことが重要であり、県、市町村、学校、民間団体等や、福岡県立大学の「不登校・ひきこもりサポートセンター」との連携強化が不可欠だと考えております。

そのため、まず、不登校支援の在り方について関係機関等との共通認識の形成に努めます。

その上で、不登校児童生徒への個別の支援においては、学校と教育支援センターや、多様な教育機会を提供している民間団体、そして家庭とが連携し、不登校児童生徒についての情報の共有、早期からのカウンセリングや学習指導、そして進路についての相談までを切れ目なく支援できるようにすることを目指してまいります。

そのためには、連携の中心となる教育支援センターの機能強化が期待されるところであり、県としてもそのための取組を検討してまいりたいと考えております。

① 文化財の災害に関する対応方針及び盗難に備えた防犯対策について

【文化財保護課】

近年、大規模な自然災害による文化財の被災が急増しているが、災害に関する対応の方針はどのようにになっているのか問う。また、文化財の盗難に備えて防犯対策はどのようにになっているのか聞く。

県教育委員会では、本県の文化財の保存・活用に関する総合的な施策を定めた「文化財保護大綱」において、文化財の防災・防犯対策の方針を定めました。

この中では、所有者と市町村が連携して災害等への備えを十分に行い、発生時でも迅速に対応し復旧できるよう、具体的な防災対策を示しております。

また、この内容を本年5月に各市町村に対して改めて通知し、地域の防災体制の充実を図るよう、促しております。

また、盗難に備えての具体的な取組としましては、県や市町村の担当職員が、随時、現地で管理状況を確認するとともに、県文化財保護指導委員が、定期的に巡回を行っております。

併せて、国及び県指定文化財の保存に対し、監視カメラやセンサーといった防犯設備の設置に係る経費についても補助金の対象としております。

② 文化財の所有者に対する支援について

【文化財保護課】

文化財の保存においては、保存環境の整備や、所有する文化財の修理、経費負担など、所有者が有する様々な課題があると聞いている。こうした状況を踏まえて、所有者の支援に県としてどのように取り組んでいるのか尋ねる。

県教育委員会では、所有者が文化財の保存環境の整備や修理について、文化財の種類や状態に応じて適切に行うことができるよう、県の専門職員が技術的助言を行うとともに、修理事業者などの情報提供を行っております。

併せて、所有者の経費負担に関しては、補助事業による支援を行いますとともに、民間等の助成に関する情報提供を行っております。

③ 本県の多彩な文化財の価値や魅力を伝えるような情報発信について

【文化財保護課】

〔本県の多彩な文化財に多くの人々や子供たちが関心を持ち、文化財を大切にする心を育むためには、その価値や魅力を伝えるような情報発信が必要であると考えるが、県としてどのように取り組んでいく予定か聞く。〕

県教育委員会では、地域の文化財の多様な情報を得られるよう、指定文化財のデータベースをホームページに公表いたしております。その掲載にあたりましては、身近な文化財に親しみが持てるよう、文化財めぐりのコースを示すなどの工夫を行っておりまして、今後もこれらの情報を充実してまいります。

また、九州歴史資料館を拠点として、講座や展示等の活動において、地域の文化財に関するテーマを設定し、市町村と連携してその公開と普及に努めており、今後とも、県民に身近な文化財の価値を伝え、関心を高める取組を行ってまいりたいと考えております。

さらに、九州歴史資料館が中心となって、学校における地域の文化財を活用した授業の支援や、発掘現場から出土した土器に直接触れる機会を提供するなど、子供達が文化財に魅力を感じる取組を推進しております。

こうした取組の充実を図ることで、より多くの子供達に文化財への関心を高めてまいります。

④ 市町村の文化財専門職員の配置状況と、専門性の確保に向けた市町村への支援について

【文化財保護課】

〔地域に根差した文化財保護を推進するためには、市町村における文化財専門職員の確保及びその育成、技術継承が必要である。本県における市町村の文化財専門職員の配置状況と、その専門性の確保に向けた市町村への支援の取組について尋ねる。〕

本県市町村における文化財専門職員につきましては、現在、60市町村のうち58市町村に配置され、本県は全国的にみても数多く配置されております。今後も、各市町村に体制の充実を促してまいります。

市町村の文化財専門職員の育成や技術継承につきましては、職員の経験やニーズに応じて専門的知識や技術を習得するための実務研修を実施するとともに、文化財の調査、保存、活用に関する専門的・技術的助言の支援を行っております。

今後とも、地域に根差した文化財保護行政が県下全域で推進されるよう、市町村と連携をしてまいります。

⑤ 短縮授業による学力や入学試験への影響について

【義務教育課】

〔緊急事態宣言中、小中学校では短縮授業が実施されているが、そのことが児童生徒の学力や入学試験に影響しないのか。〕

緊急事態宣言下においては、各市町村教育委員会の判断により短縮授業や分散登校等が行われているところですが、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学びの保障に努めることが重要であると考えます。

このため、短縮授業等を実施する場合には、学習プリント等の紙の教材や学習支援ソフト等のデジタル教材を活用した家庭学習を併用して、学力や入学試験に影響が及ぶことがないよう、各市町村教育委員会や各学校において取組を進めているところです。

⑥ オンライン指導の課題と展望について

【義務教育課】

〔コロナ禍により臨時休業等になった学校ではオンライン指導が行われている。オンライン指導の課題と展望についての所見を問う。〕

児童生徒がやむを得ず学校に登校できない状況等におけるオンライン指導としては、学校と児童生徒との関係を維持し、学びの保障を図る手段として、同時双方向型のオンライン授業、授業動画の配信、学習支援ソフト等を活用した学習等が行われています。また、心身の状況把握の手段として、オンラインでの朝の会や健康観察などが行われています。

そのうち、同時双方向型のオンライン授業については、新しい指導方法や授業の進め方が研究途上であることや、特に低学年の児童に対する遠隔での指導が難しいなどといった課題があります。

県教育委員会としましては、I C T を活用した効果的な指導事例の研究開発や紹介、教員の役割やスキルに応じた研修等を通じて、多様で効果的なオンライン指導の充実を図ってまいります。

- ① ヘイトスピーチ解消に向けた人権教育の取組について 【人権・同和教育課】
〔ヘイトスピーチ解消に向け学校でどのような人権教育に取り組まれているのか、また、県教育委員会としてどのように取り組んでいくのか。〕

各学校においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異なる文化や習慣についての理解を深める学習や、国籍や人種、民族の違い等を理由とする偏見や差別の実態についての学習を通して、お互いの人権を尊重し、共に生きていく意識と態度の育成を図る取組などが行われています。

県教育委員会としましては、ヘイトスピーチの解消に向け、引き続き、学習資料の効果的な活用促進や実践事例の紹介などにより、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでまいります。

- ② 学校教育における男女共同参画教育の現状と今後の方向性について

【義務教育課・高校教育課】

〔知識として「男女共同参画」や「ジェンダー平等」を理解するだけでなく、実際の行動につながるような教育が必要ではないか。学校教育における男女共同参画教育の現状と今後の方向性について問う。〕

学校教育では、教育活動全体を通して、性別にかかわりなく個性と能力を主体的に発揮できる社会の一員として必要な資質・能力を育む指導を行っています。

具体的には、小学校の道徳科、中学校の技術・家庭科、高等学校の公民科等において、

- ・ 家庭の仕事を男性・女性で分けるのではなく、家族の一員として協力し、互いの立場や役割を理解すること
- ・ 男女共同参画社会についての正しい知識を身に付け、男女が協力してよりよい社会を構築すること

等について学びます。

県教育委員会としては、これまで、「男女共同参画教育の手引」を作成し、教職員への啓発や、児童生徒の発達段階に応じた指導事例の紹介に努めてまいりました。

今後は、男女共同参画の理念の理解のみならず、多様な体験活動を通して、将来にわたって、男女が共同して社会に参加したり、協力して家庭を築いたりするための実践的な態度が育成されるよう、実践事例の収集・周知を行うほか、必要な研修を実施してまいります。

③ 課題を抱える世帯の子どもへの学校における支援や配慮の現状と今後の方向性について

【義務教育課・高校教育課】

経済的な問題や家族間のコミュニケーションでの課題を抱えている世帯の子どもに対しては、学校においても支援や配慮が必要。県の取組の現状と今後の方向性について問う。

本県では、貧困をはじめとする児童生徒を取り巻く生活環境の改善に向けて、支援の必要性が高い市町村や県立学校に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフを配置するとともに、市町村が雇用するスクールソーシャルワーカーの経費について一部補助を行うことで配置を促進しています。

課題を抱える世帯の子どもへの支援に当たっては、これらの専門スタッフを活用しチーム学校として組織的に対応するとともに、家庭や地域、関係機関等と学校とが積極的に連携することを大切にしています。

今後は、より早期に課題を把握できるよう、ＩＣＴを活用したアンケート調査を各学校に促すとともに、児童生徒が気軽に利用できるＳＮＳを活用した教育相談体制の周知に努めてまいります。

④ 本県における児童生徒の近視の状況の把握について 【体育スポーツ健康課】

本県における児童・生徒の近視の状況について県教委としてどのように把握されているのか、教育長に伺う。

国が実施しております「学校保健統計調査」によれば、本県における令和2年度の裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、小学校で45.8%、中学校で59.8%となっております。

ただ、学校保健安全法に基づき各学校で実施している健康診断の視力検査では、近視や乱視などの視力低下の原因までは把握しておりません。

なお、検査結果については、保護者に通知し、必要に応じて眼科を受診するよう勧めおるところでございます。

⑤ 屋外活動の活用等も含めた近視抑制対策について 【体育スポーツ健康課】

〔 屋外活動の活用等も含めて、本県の近視抑制対策をどのように考えるのか、教育長の考え方を伺う。〕

近年、学校や家庭においてＩＣＴ機器の使用機会が広がっていることを踏まえ、タブレット等を使うときの留意点を示したリーフレットを配布するなど、児童生徒の目の健康への配慮を促しているところです。

屋外活動と近視との関係については、更なる研究を待つ必要があると考えておりますが、児童生徒にとって屋外活動は健康な体や豊かな心を育む上で大切なものと認識しております。

県教育委員会としましては、今後も、国が示す最新の科学的知見に基づいた情報に注視し、児童生徒の目の健康に適切に対応してまいりたいと考えております。

令和3年9月定例県議会（一般質問）

○ 自民党県議団 長 裕海 議員

9月21日

① これまでのがん教育の成果について

【体育スポーツ健康課】

[これまでに行ったがん教育の推進に向けた様々な取組の成果について問う。]

県教育委員会では、平成26年度から福岡県がん教育推進事業を実施しております。

本事業においては、学識者や医療従事者、がん経験者等で構成される「がん教育推進委員会」を設置し、効果的ながん教育の進め方について検討をしております。

これまでに、小・中・高等学校それぞれのがん教育の具体的な取組をまとめた実践事例集の他、各学校から寄せられた質問に答える形のQ&A等を作成するとともに、これらの資料を活用した授業の実施を促してまいりました。

また、児童生徒が、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深めるために、平成30年度から県立学校を対象として、医療従事者やがん経験者等を派遣する事業を実施いたしております。

さらに、今年度からはその対象を広げ、小学校においても実施をしております。

これらの取組を通じて、がん教育を行った学校からは、「児童生徒ががんについての正しい知識を身に付けることができた」や、「生活習慣の大切さや検診の必要性を認識することができた」、「命の大切さについて理解を深めることができた」などの報告があがっているところでございます。

② がん教育の今後の取組について

【体育スポーツ健康課】

[これまで以上にがん教育を推進していくための今後の取組について問う。]

学習指導要領の改訂に伴い、中学校では今年度から、高等学校では来年度から、がんの予防やがん検診、がんの回復など、従来学習してこなかった内容についても、詳しく学習することとなっております。

このため、県教育委員会では、新たに教員向けの指導資料を作成したところであり、各学校に対して、その資料を積極的に活用し授業を行うよう指導してまいります。

また、小学校では、教科においてがんを学ぶ機会が少ないため、意図的にがん教育を位置づける必要がありますことから、医療従事者やがん経験者等を派遣する事業をより広く周知をし、積極的な活用を促していきます。

さらに、今年10月には、がん教育指導者研修会を開催し、教員、医療従事者、がん経験者等、それぞれの立場での役割を協議し、効果的ながん教育の在り方や進め方について共通認識を図ってまいります。

これらの取組を通して、本県におけるがん教育を一層推進していく所存でございます。

① 学校における食育の推進と家庭や保護者に対する取組について

【体育スポーツ健康課・社会教育課】

〔食育の推進について学校でどのように取り組んでいるのか、また、子どもだけでなく家庭や保護者に対する取組も大変重要であると考えるが、教育長の見解を伺う。〕

食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、健やかな、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものです。

学校においては、栄養教諭を中心とした食育を推進する校内委員会の設置など指導体制の充実を図るとともに、学校給食をはじめ各教科や総合的な学習の時間における食に関する指導に計画的に取り組んでいるところです。

具体的な取組としては、小学校4・5・6年生を対象として、本人が朝食摂取の状況を記入し、栄養のバランスを振り返ることができる「朝食いきいきシート」の活用や、中学生を対象に県産品を用いた学校給食の献立を募集する「学校給食レシピコンクール」への参加がございます。

また、家庭や保護者に対しては、「学校給食フェア」の開催や、福岡県PTA連合会と連携した「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動により、子どもと保護者がともに食の重要性を認識できるような取組を進めてきたところです。

今後とも、次代を担う子どもたちの望ましい食習慣の形成のため、家庭やPTA・JAなどの関係団体、市町村との連携を強化し、食育を推進してまいります。

① 昨年度の県立学校修学旅行への支援について

【高校教育課・特別支援教育課】

〔コロナ禍での修学旅行の実施にあたり、昨年度、県はどのような支援策を講じ、その実績はどうであったのか教育長に問う。〕

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、修学旅行の延期や中止を決定した際に生じるキャンセル料等を支払う保護者を経済的に支援する目的で、昨年度9月補正予算で必要な経費を措置しました。

その結果、県立高校37校、中等教育学校1校、特別支援学校4校で生じたキャンセル料等に対し、総額2千4百万円余の補助を行い、保護者の負担軽減を図ったところです。

② 県立高校の修学旅行について

【高校教育課】

〔県立高校における修学旅行の計画状況はどうなっているか。キャンセル料が生じた場合の保護者に対する支援を検討してはいかがか、教育長に問う。〕

本年度の計画状況は、9月17日現在、全日制84校、定時制11校が10月中旬以降に順次実施予定であり、全日制7校、定時制3校は現在検討中、また全日制1校、定時制4校が中止を決定しております。

修学旅行の急な計画変更は様々な混乱を招くため、各学校では、早め早めの延期や中止などの判断を行い、なるべくキャンセル料が生じないよう現在対応しているところです。

今後も継続して、新型コロナウイルスの感染状況と各学校の実情の把握に努めてまいります。

① 本県におけるオンライン授業の現状、及び遠隔地でのオンライン授業に関する認識について

【義務教育課・高校教育課】

〔本県の公立小中高等学校におけるオンライン授業の現状はどうなっているか。その上で、保護者がテレワークで遠隔地にいる場合にはオンライン授業を柔軟に認めるべきと考えるが、この点に関する見解を問う。〕

小中学校については、現在、1人1台端末の整備が進み、同時双方向型のオンライン授業も一部で実施されているものの、新しい指導方法や授業の進め方が研究途上であることや、特に低学年の児童に対する指導が難しいなどの課題がございます。

また、県立高校各校では、臨時休業や出席停止が生じた場合などに、ズームやグループクラスルームなど様々なオンライン・ツールを活用し、同時双方向型の学習指導や授業動画の配信などを行っています。

なお、小中高いずれにおいても、対面で行う授業と同等の教育効果を担保できるまでには、今後、試行や実践を重ねていく必要があると考えております。

また、教育制度上も、現時点では対面での直接触れ合う指導が基本とされており、義務教育段階では、不登校児童生徒や病気療養児を除き、オンラインによる授業をもって通常の授業に代替することはできず、高校段階でも、受信する側に教員を配置するなどの要件を満たす必要があります。こうしたことから、保護者のテレワークを理由とする遠隔地でのオンライン授業を認めることは、現状では困難であると考えております。

② 保護者の働き方に合わせて子どもが学校を頻繁に移動できる仕組みの現状と今後について

【義務教育課】

保護者が遠隔地で仕事をする場合に、その場所で子どもが学校に通える仕組みが本県にあるか。また、最近のワーケーション等でより頻繁に学校を移動する場合にこの仕組みが活用できるのか。その上で、今後このような取組に手を挙げる自治体が出てきた場合、県としてどう支援するのか。

平成29年7月の文部科学省通知により、「地方への一時的な移住や二地域に居住するといった理由から、保護者が児童生徒を住所の存する市町村以外の学校において就学させようとする」場合も、いわゆる「区域外就学制度」の対象となることが示されており、このことは各市町村にも周知しております。

制度上は、期間や移動の頻度についての制限はありませんので、ワーケーションや多くの生活拠点がある場合にも活用できるものと考えられます。

ただし、との制度の利用に当たっては「教育上の影響等に留意」することとなっております。学校間を移動することで、幅広い体験や環境に触れることができる一方、頻繁な移動による児童生徒の心身の負担や、教科書や学習の順序の違い等による学習上の困難さが課題となります。

県教育委員会としましては、今後、この仕組みの活用を希望する市町村が出てきた場合には、制度の趣旨や運用上の留意点などについて相談に応じてまいりたいと考えております。

① 県立特別支援学校における看護職員の配置状況と校外学習での医療的ケアについて

【特別支援教育課】

〔 県立特別支援学校への看護職員配置状況と、校外学習における保護者の付添いの現状と今後の対応について、教育長の所見を伺う。〕

本年度は、県立特別支援学校 13 校に、校内での医療的ケアを必要とする児童生徒が 109 名在籍しており、53 名の看護職員を配置しております。

校外学習につきましては、令和元年度は、対象の 12 校で延べ 257 日実施をされており、基本的には看護職員が同行しておりますが、子供の体調が不安定などの理由で、保護者による付添いが行われた日数は、その約 4 割の 109 日となっております。

今後とも、校外学習に看護職員が同行し、医療的ケアを安全に実施できる場合には、保護者の付添いを求めないよう対応をしてまいります。

② 市町村立小・中学校における医療的ケア実施に関する支援について

【特別支援教育課】

〔 政令市を除く本県市町村の小中学校の看護師等の配置の現状と、支援法施行による今後の市町村への支援についてどのように取り組むのか、教育長の所見を求める。〕

本年度は、県内の 6 市町において小学校 8 校及び中学校 1 校に在籍する 10 名の医療的ケア児に対し、12 名の看護師が配置をされております。

小・中学校における医療的ケアにつきましては、これまで対象となる児童生徒が継続的に在籍していなかったために、看護師の配置が進んでいなかつたことや、配置されている場合でも、専門性の向上を図るための研修の機会が少ないとなどの課題があると考えております。

このため、市町村に対して、看護師配置に係る国庫補助制度の活用を促しますとともに、県教育委員会が作成する医療的ケアのガイドラインの周知や、小・中学校配置の看護師も対象とした実技研修会を実施するなど、市町村における実施体制の整備・充実を支援してまいりたいと考えております。

③ 医療的ケア児の通学支援について

【特別支援教育課】

〔 通学バスが利用できない医療的ケア児の保護者送迎の現状と通学支援について、
今後どのように取り組んでいくのか、教育長の所見を伺う。 〕

本年度、県立特別支援学校に通学している医療的ケア児は137名であります。そのうち、通学中に医療的ケアが必要なため、安全確保が困難であるなどの理由で通学バスが利用できず、保護者が送迎を行っている児童生徒は107名でございます。

通学バスが利用できない医療的ケア児の通学支援につきましては、一人一人に介護タクシー等の専用車両と看護師の確保が必要になることや、体調急変時の対応など、様々な課題があると認識をいたしております。

県教育委員会としましては、こうした課題を踏まえ、適切な通学支援の在り方について研究を進めてまいりたいと考えております。

① 公立学校の児童生徒並びに教職員の感染者数について

【体育スポーツ健康課】

[児童生徒並びに教職員の感染者数を教育長に伺う。]

本年度4月から8月までの5か月間に感染が判明した公立学校の児童生徒数は3,438名、教職員は181名の計3,619名となっております。

② コロナ以前と比較したいじめや不登校の現状認識及び1人1台端末を活用した相談体制について

【義務教育課】

[コロナ以前と比較して、いじめや不登校に関する現状認識を問う。また、いじめなどの早期発見や児童生徒の変化を早期に受け止めるため、1人1台端末から学校や教育委員会に発信する仕組みを導入すべきと考えるが、見解を問う。]

コロナ禍により学校での生活や社会経済活動が制限される中、児童生徒が抱える不安やストレスの蓄積から、いじめや不登校の増加を懸念しております。

このため、県教育委員会においては、児童生徒の心の変化をいち早くキャッチし、より早期に課題を把握できるよう、1人1台端末において活用できるアンケート調査フォームを、いじめ・不登校・不安や悩みなどについて複数作成いたしました。各学校においては、児童生徒に1人1台端末を用いて、これらのアンケート調査に回答させることで、いじめや不登校等の兆候を早期に発見できるようになっております。

さらに、児童生徒がSNS上で気軽に利用できる「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」も開設するなどして、教育相談体制の一層の充実を図っているところです。

③ 通学時のマスク着用の推進について

【体育スポーツ健康課】

[感染対策のためにも通学時においても、マスクの着用を推進した方が良いと思うが、教育長の見解を伺う。]

各学校では、マスクについて感染防止の観点から原則として着用するよう生徒に対し指導してきたところです。

さらに、新学期を迎えるに当たり、去る8月30日付で、通学時のマスク着用の徹底について各学校へ通知し、更なる指導の徹底を図っております。

引き続き、マスクの着用を含めた感染防止対策の徹底に努めてまいります。

④ 様々なストレスを抱えている子どもや教職員への対策について

【高校教育課・義務教育課・教職員課】

〔子どもや教職員も困難な環境の中で、様々なストレスを抱えていることに対し、教育庁としてどのような対策が講じられているのか教育長に問う。〕

新型コロナウイルス感染症に起因する児童生徒の様々なストレスに関しては、アンケート調査等を利用してその把握に努めるとともに、心理面・福祉面の支援の専門家であるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、SNSを活用した相談窓口の開設などの支援・相談体制の充実を図っています。

また、教職員についても、管理職による定期的な面談やストレスチェックの実施に加え、心療内科医や臨床心理士による「こころの健康相談窓口」などを活用することにより、メンタルヘルス対策に取り組んでいます。

⑤ 中高生に対するワクチン接種の情報提供などの対応について

【体育スポーツ健康課】

〔今後ワクチン接種が始まる中高生に対し、情報提供などどのように対応していくのか、教育長に伺う。〕

ワクチン接種に関する情報は、基本的にはワクチン接種を実施する市町村から各家庭に対して随時情報提供がなされています。

また、県では設置する9か所の接種会場において、9月17日から対象職種を設けず16歳以上40歳未満の方全てを対象とし、若年層の接種を進めております。

県教育委員会では、この接種対象者拡大の取組を県立学校や市町村教育委員会に情報提供するとともに、接種を受ける生徒や、接種後に発熱等の症状が見られる生徒については、欠席として取り扱わないよう通知しました。

今後も、生徒の接種機会についての情報を適宜県立学校等へ提供してまいります。

① 自然環境と人間社会との共存についての教育の必要性について

【義務教育課・高校教育課】

里山の保全等、ワンヘルス推進基本条例の理念を踏まえた、自然環境と人間社会との共存についての教育の必要性をどう認識しているか。

教育基本法第2条では、教育の目標の一つとして、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が掲げられており、また、福岡県ワンヘルス推進基本条例第3条では、基本理念として、「人と動物及びこれを取り巻く環境は、生態系の中で相互に関連し、影響し合う一体のものである」とされています。

これらのことから、人の活動による生態系への影響や気候変動のほか、身近な自然環境の保全などについては、今日の教育において重要なテーマであると認識しています。

② 自然環境と人間社会との共存についての教育の現状及び今後の方向性について

【義務教育課・高校教育課】

自然環境と人間社会との共存についての学校における教育は現在どのように行われておらず、今後どのように拡充を図っていくのか。

小・中学校においては、身近な自然の観察、動植物の飼育・栽培、自然体験、環境保護の探究活動などが行われており、教育活動全体を通して学習しています。

高等学校においては、義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、各教科において、生徒自らが環境保全活動への意欲を高める取組や主体的な探究活動を進めています。

また、本県においては、平成5年度から、環境部と県教育委員会が連携し、環境教育副読本と、それを授業で活用するための資料集を作成しております。

さらに、本年度は、ワンヘルス・地方分権調査特別委員会で御報告させていただきましたが、人と動物との共生社会づくり等についてわかりやすく説明した、ワンヘルスに関する教育啓発資料を小・中・高別に作成し、各学校に配布しているところです。

県教育委員会としては、これらの資料の活用促進を図り、各教科等で実施されている学習内容を深めることで、持続可能な社会の創り手として、生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養ってまいります。

① 就学援助の項目追加の呼びかけと補助制度の創設について

【体育スポーツ健康課】

〔緊急に就学援助の項目に「マスク」を加えるよう呼びかけ、実施自治体に県が補助を行う制度をつくってはどうかと考える。教育長の見解を伺う。〕

就学援助の実施主体は市町村であり、援助対象の項目の追加については、各市町村で判断されるべきものと考えております。

また、児童生徒が着用するマスクについては、各家庭で準備いただいているところであり、そのための新たな補助制度の創設は困難ですが、児童生徒がマスクを紛失・棄損した場合などに対応できるよう、各学校において、マスクなどの保健衛生用品の経費が予算措置されております。

①-2 不織布マスクの必要性と就学援助の項目追加に関する国への要望について
（再質問）

【体育スポーツ健康課】

〔不織布マスクを子どもに届ける必要性について、また国に対してマスクの保証を求ることについて教育長の見解を伺う。〕

一般的なマスクでは、不織布マスクが最も効果が高いとされていますけれども、現在学校におきましては、マスクの素材を特定することなく、正しい方法で着用するよう指導しているところでございます。

現在、全国都道府県教育長協議会・教育委員協議会を通じて、国に対して就学援助の充実を図るよう要望しています。

今後も新型コロナウィルス感染症対策も含め市町村が必要な就学援助を行えるよう、引き続き、国に対して財政措置の充実を要望してまいります。

① 「不登校に関する学校支援プロジェクト」の対象校の選定と支援内容について
【義務教育課】

「不登校に関する学校支援プロジェクト」では、どのように対象校を選定しているのか。また、どのような支援を実施しているのか。

対象校については、県内の不登校の状況や推移を分析し、不登校児童生徒の出現率の高い学校や復帰率の低い学校について、市町村教育委員会との協議の上で選定しています。

支援内容としては、県教育委員会の指導主事が定期的に対象校を訪問し、「不登校予防診断チェックリスト」の活用・分析について指導助言を行い、不登校を生まない学級づくりなどの取組の提案を行っています。

また、不登校の要因は多種多様かつ複雑であり、個々の児童生徒に応じた対応が必要であるため、担任に限らず、児童生徒と信頼関係のある教員による「マンツーマン方式」の実施や、教育支援センターや福祉・医療等の関係機関との連携等についての指導・助言を行っています。

② 不登校対策における学校の役割についての認識と、学校における不登校対策の充実について
【義務教育課】

今後の不登校対策における学校の役割についての認識と、学校における不登校対策の充実についての抱負を問う。

いわゆる「教育機会確保法」の基本理念では、まずははじめに、「全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること」が掲げられています。

したがって、まず学校が、児童生徒が安心・安全で、かつ楽しく学校生活が送れる魅力ある居場所となるようにすることが重要であると認識しています。

そのため、「分かる・できる喜びのある授業づくり」や学級での「豊かな人間関係の醸成」等の取組を充実させていきます。

加えて、不登校の未然防止の取組が、小・中9年間をつないだ組織的なものとなりますよう、小・中学校の連携や教職員の共通理解を図っていくほか、どうしても学校や教室での授業に参加することが困難な児童生徒については、ＩＣＴを活用した学習支援や教育相談を充実させてまいりたいと考えております。

そのほか、教育支援センターや関係機関等との連携による適切な支援により、児童生徒の社会的自立を支援していく必要があると考えます。

③ 子供の心身の成長や発達を心配する保護者への支援について

【特別支援教育課】

保護者が悩みや不安を解消するためには、小・中学校教員の資質向上を図るとともに、専門家による相談支援が必要と考えるが、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺う。

小・中学校の通常の学級において、子供の心身の発達等に悩み、不安を抱く保護者に対しては、最も身近な学級担任が、特別な支援を必要とする子供のその特性に関する理解を深め、適切な相談支援を行うことが重要でございます。

このため、県教育委員会では、宗像市を指定地域とし、通常の学級における教員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指した研究を進めております。

その取組の一つとして、本年度から、小・中学校の教員を県立特別支援学校に派遣し、実践的な指導力向上のための研修を実施することいたしております。

また、より専門的な相談支援が必要な保護者に対しましては、医療・心理・福祉等の専門家を学校に派遣をします巡回相談事業を実施するとともに、発達障がい者支援センターなどの相談機関の情報を提供する保護者向けハンドブックを作成し、配布をいたしております。

県教育委員会としましては、今後は、宗像市における研究成果の普及を図り、学校と専門家が連携した相談支援の充実、これを促進してまいりたいと考えております。

